

秋田県ダンススポーツ連盟 慶弔規定

1. 目的

この規定は、秋田県ダンススポーツ連盟（以下 J D S F 秋田）に加盟する会員本人に慶事や弔事が発生した場合に適用する。

2. 適用

この規定は、J D S F 秋田が別に定める会費を納入した会員に限り、適用は以下の通りとする。

- 1) J D S F 秋田に加盟する会員がご結婚される場合
 - ・ 金銭による祝儀は実施しない。
- 2) J D S F 秋田に加盟する会員が死亡した場合
 - ・ 会 員 お悔み電報（弔意電報）とする。

3. その他

前項に該当しない場合は、理事会に諮り決定する。

平成19年 3月17日 制定

平成23年 4月16日 一部改定

2021年5月23日 一部改訂